

# 繁忙期における雇用保険の届出について

4月の繁忙期においては、雇用保険の各種届出が通常月の数倍となり、窓口の混雑や、待ち時間が長くなるなど、皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

担当職員を増員するなどの対策を講じ、迅速な事務処理を行うべく準備を進めておりますが、下記について皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、16時以降は、電子申請の集中処理を行うこととなるため、来所での届出は**16時まで**にお願いいたします。

## ○「資格取得届」の提出について

4月中は、離職票交付等に係る事務処理を優先して取扱いますので、資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けていただくようお願いいたします。

4月中は、離職者が失業給付の手続きを早くお取りいただけるよう、離職票交付等を優先して処理いたします。

待ち時間が長くなる場合や届出件数が多い場合は、お預かりする場合がありますのでご了承ください。

なお、雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに届出が必要ですので、4月中旬～5月10日（水）までの届出をお願いいたします。

## ○「資格喪失届・離職証明書」等の提出について

お待ちいただく時間が長くなります。また、書類をお預かりする場合があります。

即時処理を基本としますが、待ち時間が長くなる場合や、届出状況によっては、書類をお預かりする場合がありますのでご了承ください。

次についても、ご協力ををお願いいたします。

- ・郵送によるご返送をご希望の場合は、返信用封筒（個人情報書類に係る郵便事故を防止するため、できるだけ特定記録分の切手貼付）を添えてご提出ください。
- ・離職証明書（離職票）が10件以上の場合は、お預かりし後日返却とします。
- ・当日中の事務処理が困難となった時点で、お預かりし後日返却とします。
- ・事務処理時間短縮のため、離職理由が「定年退職」及び「契約期間満了」等の場合には、就業規則（定年に係る条文）や雇用契約書等の確認書類（写）の添付をお願いいたします。

## ○便利な電子申請をご利用ください

### 電子申請のメリット

- ・24時間365日いつでも申請が可能です。
  - ・職場や出先などインターネットを使ってどこからでも申請できます。
  - ・移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
  - ・無料でGビズID（※）を取得し申請することができます。
- （※）GビズID（ジービズアイディー）とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

☆電子申請アドバイザーによる個別相談を行っておりますのでご活用ください。

（開催日は月4日程度、事前に予約のうえご来所ください。）